

議案第 69 号

常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 7 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和4年8月8日付け人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、常勤特別職職員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものです。

常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 常勤特別職職員給与条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 常勤特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の230」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の常勤特別職職員給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

常勤特別職職員給与条例（昭和44年条例第4号）新旧対照表

（常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例第1条による一部改正）

改正案	現行
<p>（手当）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（手当）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の220</u></p> <p>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

常勤特別職職員給与条例（昭和44年条例第4号）新旧対照表

（常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>（手当）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（手当）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>